

令和7年度第3回（広島市：第3回目）認知症介護実践者研修受講者募集要項 （ホームページ用）

1 研修目的

認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD）を予防できるよう認知症介護の理念、知識・技術を修得するとともに、地域の認知症ケアの質向上に関与することができるようになることを目的とします。

2 研修実施主体

公益社団法人 広島市老人福祉施設連盟

3 研修対象者

次の要件を全て満たす者としてします。

- ① 市内の介護保険施設・事業所に従事する介護職員等
- ② 認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者
- ③ 身体的介護に関する基本的知識・技術を習得している者であって、介護保険施設・事業所等において介護実務におおむね2年以上従事した経験を有している者
- ④ 研修を継続して全日程を受講することができ、自施設にて日常業務を行いながら設定した課題に4週間取り組み、研修修了後に学んだことを実践できる者

ホームページ上での研修受講者の募集対象は、

認知症対応型共同生活介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設（老施連加入）を**除きます**。

4 研修内容

「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）の別紙1の(2)認知症介護実践研修 標準カリキュラム アの実践者研修の必修科目を中心に実施します（講義・演習及び実習の他、4週間の自施設実習等があります。）。

カリキュラムの詳細については、受講決定通知を送付する際に御案内します。

5 受講手続き

(1) 受講申込

9「注意事項」を御確認の上、次の必要書類を所属する事業所等の代表者を通じて、下記期日までに広島市健康福祉局地域包括ケア推進課宛てにメールで送付してください。なお、申込みは原則として1事業所1名とします。

【必要書類】

- ① 令和7年度第3回（広島市：第3回目）認知症介護実践者研修受講申込書（別紙様式）

※メールアドレスは、必ず御記入ください。（個人のメールアドレスは不可）

【申込期限】

令和7年9月10日（水）

(2) 受講者の決定

提出された必要書類をもとに受講者を決定します。なお、受講希望者が多数の場合は、受講できないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 受講者の決定通知

令和7年9月下旬に、各事業所宛てに受講可否について通知します。

6 研修日程及び開催方法

(1) 日程：令和7年10月29日（水）、10月30日（木）

11月19日（水）、11月20日（木）、令和8年1月9日（金）

(2) 場所：広島市総合福祉センター

（広島市南区松原町5番1号 BIG FRONT ひろしま 5階ホールA・B・C）

(3) 定員：若干名

7 受講料

29,000円（教材費含む）

【支払方法】口座振込（振込口座は決定通知で御案内します。）

※ 振込手数料は各事業所にて御負担ください。

※ 老施連会員の事業所等については別途御案内します。

8 個人情報の取扱い

必要書類にある研修受講者等に関する個人情報は、広島市及びこの研修を実施する公益社団法人広島市老人福祉施設連盟が厳重に保管し、認知症介護実践研修実施に関することのみで使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。

9 注意事項

申込みに当たっては、「広島市認知症介護実践者研修お申込みに当たってのお願い」を管理者自らが御確認の上、内容に御了承いただけましたら、受講申込書の所定の欄に確認済みのチェックを御記入の上、お申し込みください。

10 研修の修了

(1) 研修の全てのカリキュラムを修了した者に対し、公益社団法人広島市老人福祉施設連盟会長より修了証書を交付します。

(2) この研修の修了証書は、広島市が交付する修了証書と同等であるとみなされます。

11 修了者の登録

広島市及び公益社団法人広島市老人福祉施設連盟は、研修修了者について、認知症介護実践者研修修了者として登録し、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を管理します。

12 その他

申込みに当たっては、必要書類に不備（記入漏れ、記入間違い等）のないよう御注意ください。提出書類に不備がある場合は、申込みを無効とします。また、申込み後の書類内容の確認には一切応じません。